

玉川発電事務所

絶縁保護具及び安全用具点検業務委託

08-DT-M3

仕様書

令和8年度

秋田県玉川発電事務所

目 次

第1章 共通事項

- 1 総 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- 2 諸法令の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- 3 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・P3

第2章 委 託

- 1 委託概要・・・・・・・・・・・・・・・・P4
- 2 委託場所・・・・・・・・・・・・・・・・P4
- 3 委託内容・・・・・・・・・・・・・・・・P4
- 4 そ の 他・・・・・・・・・・・・・・・・P4

第1章 共通事項

1 総則

- (1) この仕様書は、秋田県玉川発電事務所絶縁保護具及び安全用具点検業務委託 08-DT-M3に適用する。
- (2) この仕様書は、「建築保全業務委託共通仕様書」を準用して適用する。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、監督職員と協議の上決定する。

2 諸法令の遵守

当該委託の業務に当たり、当該委託に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行うこと。

3 提出書類

提出書類については以下による。

ただし、これにより難しい場合は施設管理担当者との協議による。

提出部数については下記を標準とし、他公署との協議に使用する場合などは施設管理担当者の指示による。

- | | | |
|--------------|--------------|------|
| (1) 点検報告書速報 | (点検実施後速やかに) | 1部 |
| (2) 作業日報 | (点検実施後速やかに) | 1部 |
| (3) 点検報告書 | (点検実施後10日以内) | 2部 |
| (4) 作業写真 | (点検報告書に添付) | 2部 |
| (5) その他必要なもの | (必要のつど) | 必要部数 |

※ 提出部数には、受注者への返却分は含まれない。

第2章 委託

1 委託概要

本業務は、労働安全衛生法に基づき、絶縁保護具及び安全用具の点検業務を委託するものである。

2 委託場所

玉川発電事務所 仙北市田沢湖田沢字鑑畑地内

3 委託内容

(1) 点検品目及び点検回数

ア 保安帽	22個	2回
イ 高圧ゴム手袋	9双	2回
ウ 高圧ゴム長靴	9足	2回
エ 6.6kV用DS棒	5本	2回
オ 66kV用DS棒	4本	2回
カ 6.6kV用検電器	5台	2回
キ 20kV用検電器	1台	2回
ク 33kV用検電器	1台	2回
ケ 66kV用検電器	4台	2回
コ 75kV間隔測定棹	1本	2回
サ 高圧検相器	1台	2回
シ 活線端子保持棒	1本	2回
ス 活線端子操作棒	1本	2回
セ 除雪操作棒	8本	1回

(2) 点検項目

- ア 外観点検
- イ 絶縁耐圧試験（検電器は動作電圧の確認を含む）

(3) 点検基準

次の法規に定める基準により実施する。

- ア 労働安全衛生規則第351条
- イ 絶縁用保護具等の規格（昭和47年12月4日 労働省告示第144号 改正 昭和50年3月29日 労働省告示第33号）

4 その他

- (1) 作業写真は、各品目においての各項目毎（作業前、作業中、作業後）に数枚ずつ撮影するものとする。

玉川発電事務所

絶縁保護具及び安全用具点検業務委託

08-DT-M3

現場説明書（条件明示）

令和8年度

秋田県玉川発電事務所

現場説明書（条件明示）

業務の実施にあたっては、秋田県建築保全業務委託共通仕様書その他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。

第 1 編 共通編

第 1 章 総 則

第 1 節 参考図書

設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。

第 2 節 積算基準

委託費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。

- (1) 建築保全業務積算要領（令和 5 年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部

第 2 編 現場説明事項

第 1 章 条件明示

第 1 節 工程関係

本委託の点検は 6 月と 12 月の各 1 日（計 2 回）で完了させるものとして見積もって下さい。（前回保護具点検実施日令和 7 年 12 月 2 日）

詳細な日程については施設管理担当者と協議の上決定することとします。

なお、除雪操作棒は 12 月の 1 回のみ点検するものとします。